

土曜マーケット 出店に関する誓約書

夷隅東部漁業協同組合（以下「主催者」という）が開催する「土曜マーケット」（以下「本マーケット」という）への出店にあたり、出店者は以下の事項を十分理解し、これを誠実に遵守することを誓約します。

第1条（開催趣旨の理解と遵守）

出店者は、本マーケットが地域資源の魅力発信、地元産品の価値向上、地域活性化を目的として開催されていることを理解し、その趣旨に沿った出店・販売・行動を行うものとします。

第2条（主催者の指示遵守）

出店者は、運営・安全管理・販売方法・配置等に関し、主催者または主催者が指定するスタッフの指示に従うものとします。

第3条（出店停止・許可取消）

主催者は、出店者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく、出店の停止または出店許可を取り消すことができるものとします。

1. 主催者の運営方針・意向に著しく反する行為があった場合
2. 主催者の指示に従わない、または円滑な運営を妨げる行為があった場合
3. 出店申請内容に虚偽、誤り、または重大な不備があった場合
4. 売上報告等において、虚偽の申請または不正が認められた場合
5. 本マーケットの開催趣旨に反する商品・表現・行為が認められた場合
6. 他の出店者、来場者、関係者に対し迷惑・危険・不快を与える行為があった場合

第4条（申請内容の正確性）

出店者は、申請時に提出した内容（商品内容、原材料、製造・加工・由来等）について、事実に基づき正確に申告していることを保証します。

第5条（責任の所在）

出店中に発生した事故、トラブル、商品の品質・表示等に関する責任は、出店者自身が負うものとし、主催者は一切の責任を負わないものとします。

第6条（損害賠償）

出店者の故意または過失により、主催者または第三者に損害を与えた場合、出店者はその損害を賠償する責任を負うものとします。

第7条（協議）

本誓約書に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた場合は、主催者と出店者が誠意をもって協議し解決するものとします。

以上の内容を確認・理解した上で、本マーケットへの出店にあたり、本誓約書の内容を遵守することを誓約します。

誓約日：令和 年 月 日

出店者名（屋号）：

代表者名：

印